２０２６年１０月１日現在

商　品　名 （愛　称）	４２．熊本地震復興応援定期積金

販売対象		・個人の方、法人の方
期間		・５年
預入	①預入方法	・払込日を定め、契約期間５年（６０回）の掛込方式とします。
	②預入金額	・１口　１０，０００円以上１００，０００円以下 ※口数の制限はありません。
	③預入単位	・１０，０００円単位
払戻し方法		・満期日以後に一括して払い戻します。
利息	①適用金利	・年１．２０％
	②利払方法	・給付補てん金は満期日以降に一括してお支払いします。
	③計算方法	・給付補てん金は付利単位を１００円として、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
税金		・お受取の利息には、20.315％（復興特別所得税 0.315％を含む）の税金がかかります。 ・法人のお客さまは総合課税となります。
手数料		・不要です。
商品の内容		・「熊本地震復興応援定期積金」は、令和８年熊本地震の被災地の復旧・復興を支援するために企画された商品です。 ・信用金庫が販売する「熊本地震復興応援定期積金」の募集総額の０．２５％にあたる金額を、被災地の地方公共団体に信用金庫の中央金融機関である信金中央金庫から寄附させていただきます。 ・ご契約者には寄附金のご負担はありません。 ・募集金額　　５０億円 ・取扱期間　　２０２６年１０月１日（木）～２０２７年６月３０日（水） 但し、募集金額５０億円に達し次第、販売を終了させていただきます。
中途解約時の取扱		・満期日前に解約する場合は、初回払込日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算し、この積金の掛込残高相当額とともに支払います。 ・付利単位は１００円とします。
苦情処理措置・紛争解決措置		苦情処理措置　本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談室（9時～17時、電話：089－946－1203）にお申し出ください。 紛争解決措置　・愛媛弁護士会紛争解決センター(電話：089－941－6279)で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記お客さま相談室にお申し出ください。また、お客さまから、上記愛媛弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 ・東京弁護士会(電話：03－3581－0031)、第一東京弁護士会(電話：03－3595－8588)、第二東京弁護士会(電話：03－3581－2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。 また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。

苦情処理措置・紛争解決措置	なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他参考となるべき事項	・払込の延滞がある場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べます。ただし、満期日を繰り延べない場合には当初契約時の店頭表示利率（１年を３６５日とする日割り計算）の割合による遅延損害金を徴求いたします。 ・この積金の掛金が払込日前に払込まれたときは、先払割引金を当初契約時店頭表示の利回りに準じて満期日に計算します。この場合、先払日数１８０日を越えているものに限ります。 ・満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。 ・この預金は、総合口座の担保預金としてセットすることはできません。 ・預金保険の対象です。